

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)</u>にあつては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額</p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 <u>次に掲げる額の合算額</u></p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2～4 省略</p>
<p>(消費性能に係る認定手数料の額)</p> <p>第3条 法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2</p>	<p>(消費性能に係る認定手数料の額)</p> <p>第3条 法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2</p>

号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 省略

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物に

号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 省略

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物に

あつては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 省略

(5) 省略

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	省略
第2号ア	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	省略
第2号イ及び第4号イ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、 <u>フロア入力法に係る基準が適用される建築物</u> にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号ア	性能基準が適用される建築物	同表の第4欄

あつては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 省略

(5) 省略

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	省略
第2号ア及びイ、第3号ア並びに第4号ア及びイ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、 <u>仕様基準が適用される建築物</u> にあつては同表の第3欄	省略
第3号イ	省略	
省略		

	物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	
第3号イ	省略	
第4号ア	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
省略		